平成２２年（フ）第９６７号
兵庫県姫路市豊富町甲丘１丁目６番地　県住12―106
債務者　中岡　慶子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９７１号
兵庫県赤穂市三樋町15番地　ウェルメント赤穂105、従前の住所兵庫県佐用郡佐用町山田128番地
債務者　船曳　昭宏
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９７４号
兵庫県高砂市米田町米田925番地の２
債務者　岸川久美子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５４１号
奈良県大和郡山市筒井町463番地１　ふぁみーゆ筒井502号
債務者　上田　弘子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６５４号
奈良市左京２丁目２番地の227　22―103
債務者　福澤　悦子（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１６６８号
広島市西区井口４丁目43番20―206号
債務者　清水万里子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１８号
広島市西区田方２丁目40番23号
債務者　高橋加代子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９１３号
広島市南区段原南２丁目９番８号
債務者　廣瀬　　彩（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９２８号
広島市西区高須台１丁目10番16―202号
債務者　原　くるみ
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６７８号
福岡市南区野多目５丁目14番１号
債務者　大村　直輝
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９６０号
福岡市早良区次郎丸１丁目１番57―301号
債務者　馬場裕一郎
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９９０号
福岡市城南区樋井川３丁目８番１号
債務者　半田　貴信
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０１５号
福岡市中央区天神５－３須崎ビル702　荒岡方、住民票上の住所佐賀県小城市小城町晴気3108番地
債務者　眞子　　信
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１１４号
福岡市南区玉川町６番31―206号
債務者　立嶋　友樹
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１４３号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目４番34―303号
債務者　大平　恵美
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１８２号
福岡市博多区月隈６丁目15番３―202号
債務者　吉田ゆかり（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２３１号
福岡県糟屋郡志免町御手洗２丁目11番10―602号
債務者　後藤　康雄
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部